

福岡県公報

平成十七年七月八日
第二千四百十号
増刊 ①

福岡県教育委員会規則第十四号

福岡県立久留米スポーツセンターの利用等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立久留米スポーツセンターの利用等に関する規則（平成七年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「利用」の下に「、指定管理者の指定」を加える。

教育委員会

目 次

○福岡県立久留米スポーツセンターの利用等に関する規則の一部を改正する規則

○福岡県立体育・スポーツ施設の利用等に関する規則の一部を改正する規則
(教育厅スポーツ健康課) 一

○福岡県立体育・スポーツ施設の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則及び福岡県立体育・スポーツ施設の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則を廃止する規則
(教育厅スポーツ健康課) 三

○福岡県立体育・スポーツ施設の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則及び福岡県立体育・スポーツ施設の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則を廃止する規則
(教育厅スポーツ健康課) 五

○福岡県青少年科学館の利用等に関する規則の一部を改正する規則
(教育厅生涯学習課) 五

○福岡県青少年科学館の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則及び福岡県青少年科学館の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則を廃止する規則
(教育厅生涯学習課) 七

○九州歴史資料館の利用等に関する規則の一部を改正する規則
(教育厅文化財保護課) 七

○福岡県立久留米スポーツセンターの利用等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

教育委員会

(教育厅生涯学習課)

2. 第二条第二項を次のように改める。

2. 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、センターの休館日を変更し、又は別に定めることができる。

第三条に次の二項を加える。
2. 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、センターの開館時間を変更することができる。
第四条中「公益法人」を「指定管理者」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の二項を加える。

(申請書及び添付書類)

第三条に次の二項を加える。

第四条 条例第四条第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2. 条例第四条第一項第二号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業、活動内容に関する書類
二 団体の財務状況に関する書類

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるものとして別に定める書類

附則の次に次の様式を加える。

平成十七年七月八日

別記様式（第4条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

印

代表者氏名

印

福岡県立久留米スポーツセンター条例第4条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称			
公の施設の所在地			
担当部署名			
担当者職名・氏名			
担当者連絡先	電話() -	ファックス() -	

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定及び第三条に一項を加える改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡県立久留米スポーツセンターの利用等に関する規則の第四条の規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

福岡県立体育・スポーツ施設の利用等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年七月八日

福岡県教育委員会規則第十五号

福岡県立体育・スポーツ施設の利用等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立体育・スポーツ施設の利用等に関する規則（平成元年福岡県教育委員会規則

第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「利用」の下に「、指定管理者の指定」を加える。

第一条中「第二条及び第五条」を「第十二条」に改め、「利用」の下に「、指定管理者の指定」を加える。

第二条第一項第二号中「条例第四条第一項の規定により当該施設の管理等を委託された公益法人（以下「管理法人」という。）」を「指定管理者（条例第六条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第五項中「管理法人」を「指定管理者」に、「臨時に休所し、又は開所することができる」を、「利用時間を変更し、又は臨時に休所し、若しくは開所することができる」に改め、同条第六項中「教育長」を「指定管理者」に改める。

第三条中「管理法人」を「指定管理者」に改める。

第四条第一項中「飛込プール」の下に「、クライミングウォール及びボルダリングウォール」を加え、「飛込プール利用許可証」を「利用許可証」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が必要と認め、教育委員会の承認を受けて利用を許可したときは、この限りでない。

第四条第二項中「飛込プール」を削り、「管理法人」を「指定管理者」に改める。

第五条中「管理法人」を「教育委員会」に改める。

第六条中「管理法人」を「指定管理者」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(申請書及び添付書類)

第六条 条例第七条第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第七条第一項第二号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業、活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるものとして別に定める書類

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第7条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

印

代表者氏名

印

福岡県立体育・スポーツ施設条例第7条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称			
公の施設の所在地			
担当部署名			
担当者職名・氏名			
担当者連絡先	電話() -	ファックス() -	

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条の改正規定については平成十七年七月九日から施行する。この場合において、平成十八年三月三十一日までの間、改正後の第四条の規定中「指定管理者」とあるのは、「管理法人」と読み替える。
- 2 この規則による改正前の福岡県立体育・スポーツ施設の利用等に関する規則の管理法人に係る規定（第四条第二項を除く。）は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

福岡県立体育・スポーツ施設の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則及び福岡県立体育・スポーツ施設の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年七月八日

福岡県教育委員会規則第十六号

福岡県教育委員会

- 福岡県立体育・スポーツ施設の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則及び福岡県立体育・スポーツ施設の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則を廃止する規則
- 一 福岡県立体育・スポーツ施設の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則（平成元年福岡県教育委員会規則第五号）
- 二 福岡県立体育・スポーツ施設の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則（平成元年福岡県教育委員会規則第六号）

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県青少年科学館の利用等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十七号

福岡県青少年科学館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県青少年科学館の利用等に関する規則（平成二年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

題名中「利用」の下に「、指定管理者の指定」を加える。

- 第一条中「第二条及び第四条」を「第八条」に改め、「利用」の下に「、指定管理者の指定」を加える。
- 2 第二条第二項中「教育委員会が必要と認めた場合は」を「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて」に改める。

第三条第一項ただし書中「日曜日」の下に「、土曜日」を加え、同条第二項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、臨時に開館時間等を変更することができる。

第四条中「財団法人福岡県教育文化奨学財団」を「指定管理者」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（申請書及び添付書類）

- 第四条 条例第四条第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の教育委員会規則で定める書類は、別記様式によるものと

- 。
- 一 団体の事業、活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第4条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

印

代表者氏名

印

福岡県青少年科学館条例第4条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称			
公の施設の所在地			
担当部署名			
担当者職名・氏名			
担当者連絡先	電話() -	ファックス() -	

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項及び第三条第一項の改正規定並びに第四条の改正規定中「財団法人福岡県教育文化奨学財団」を「指定管理者」に改める部分は、平成十八年四月一日から施行する。

福岡県青少年科学館の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則及び福岡県青少年科学館の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年七月八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十八号

福岡県青少年科学館の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則及び福岡県青少年科学館の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則を廃止する規則

規則を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

一 福岡県青少年科学館の管理及び運営を委託する公益法人の要件を定める規則（平成二年福岡県教育委員会規則第七号）

二 福岡県青少年科学館の管理及び運営を委託する公益法人を指定する規則（平成二年福岡県教育委員会規則第八号）

附 則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

九州歴史資料館の利用等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年七月八日

福岡県教育委員会規則第十九号

九州歴史資料館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

九州歴史資料館の利用等に関する規則（昭和四十八年福岡県教育委員会規則第四号）

の一部を次のように改正する。

題名中「利用」の下に「、指定管理者の指定」を加える。

第一条中「」第三条」を「。以下「条例」という。」第九条」に改め、「利用」の下に「、指定管理者の指定」を加える。

第二条第二項中「以下「館長」」を「分館にあっては指定管理者。以下「館長等」」に、「、館長」を「、館長等」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 前項の規定により、指定管理者が分館を臨時に休館又は開館しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けるものとする。

第三条第二項中「館長」を「館長等」に改める。
第三条に次の一項を加える。

3 前項の規定により、指定管理者が分館の開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けるものとする。

第五条から第十条までの規定中「館長」を「館長等」に、「よつて」を「よって」に、「もつて」を「もって」に改める。

、第十一條中「館長」を「館長等」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の二条を加える。

（申請書及び添付書類）

第十一條 条例第六条第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第六条第一項第二号の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

一 同種の施設の管理及び運営に係る活動実績報告書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類
附則の次に次の様式を加える。

福岡県教育委員会

別記様式（第11条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

団体名称

代表者氏名

印

九州歴史資料館条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

施設の名称			
施設の所在地			
担当部署名			
担当者職名・氏名			
担当者連絡先	電話() -	ファックス() -	

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第三条第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定及び第五条から第十条までの改正規定並びに第十二条の改正規定（「館長」を「館長等」に改める部分に限る。）は、平成十八年四月一日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目六番
弘文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)